

仕様に関する質問回答書

件名		
質問事項		
月間行程表は～当該工事施行月の前月 15 日までに監督員に提出しなければならないとあるが、1日でも提出が遅れた場合、作業自体1ヶ月（次の 15 日〆で確認できるまで）行えないことになるのか		<p>月間工程表については、社内において他工事等の作業箇所が重複しないように作業調整を実施しております。そのため、基本的に前月の 15 日までの提出をお願いしております。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、提出が困難な場合は別途協議となります。</p> <p>ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
特記事項に作業は、原則として夜間に行うとあるが、日中に作業を行うことは可能か（設置箇所は日中作業が難しい場所だけか）		<p>駅舎ホーム階での作業については、安全運行確保の観点から原則夜間作業となります。</p> <p>その他の施工箇所については、旅客等への安全を十分に確保されたうえで、別途協議となります。</p>
看板やブレーカーの設置位置など詳細な資料は入札参加資格申請後、入札までに資料の確認ができるようになるのか？		<p>看板内のブレーカー位置については、広告看板内部に設置されております。</p> <p>また看板の設置位置については、セキュリティ上の観点から、仕様書に記載の数量のみの開示とさせていただきます。</p>
設計図書、完成図書について指定の書式などはあるか		設計図書、完成図書について、所定の書式はございません。